

令和5年度  
任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

# K-ねっと FAQ (Vol.3)

令和6年3月  
K-ねっと事務局  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。  
その後の法律・制度の改正等により、内容  
が変更される場合があります。

その他（受任者調整や後見人等・チームとの関わり方について）  
質問一覧

Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任者調整の段階で本人の個人情報共有してよいでしょうか。

Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがいない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わり方について参考になる資料はありますか？

Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

Q1

受任調整会議の構成員として参加している専門職が、会議で検討した事案を自ら受任することは問題ないでしょうか

A1

受任調整会議に出席する専門職は、基本的には助言に徹し、直接受任しないというルールであれば、利益誘導の問題や中核機関の中立性は保たれやすいと思われます。しかし、専門職が少なく、担い手が不足している地域もあり、本人にとってふさわしい候補者を会議で検討した結果、会議出席者自身が候補者となり受任する場合があります。

そのような場合は客観性や透明性を確保する観点から、受任調整会議の記録を作成する際に、検討の経緯や候補者選任の理由についてとくに注意して記録を残しておくことが望ましいと考えられます。

【参考】

令和3年度 K-ねっと報告書(P.17)

[https://www.zcwvc.net/member/research/res\\_advocacy/](https://www.zcwvc.net/member/research/res_advocacy/)

## Q2

専門職団体に後見人等の候補者推薦を依頼する際、受任者調整の段階で本人の個人情報を共有してよいでしょうか。

## A2

個人情報の第三者への提供は本人の同意を得た上で行うことが原則です。

### 【参考】

- ・ 本人の同意に関しては、行政や中核機関が相談を受け付ける段階で、必要な範囲での個人情報の提供についてあらかじめ同意を得ておく方法などが行われています。
- ・ 加えて、専門職に対して、候補者として中核機関に名簿登録する際に守秘義務を改めて伝えたり、専門職団体に対して候補者の推薦依頼をする際に本人の情報を提示する様式を決めている地域もあります。
- ・ 受任の検討にあたって、どのような情報が必要かは地域によっても取扱いが異なるため、どこまで本人の個人情報を共有するかについて、各地域の協議会で検討することが有効と考えられます。

○「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」P.256～257「個人情報の取り扱い」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622\\_00021.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html)

### Q3

中核機関として相談を受ける中で、医療機関と連携することが増えています。身寄りがない人が医療を受ける際、医療の現場における後見人等の役割とその関わりの方法について参考になる資料はありますか？

### A3

医療関係者との連携にあたっては、厚生労働省医政局の通知（医政総発 0603 第1号令和元年6月3日）により示されている「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」や「『身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン』に基づく事例集」（令和4年8月12日付事務連絡）が参考になります。

医療機関に対して、行政や中核機関が直接伝えるほか、外部の専門職や都道府県専門アドバイザーなど第三者の立場から助言することも有効と考えられます。

中核機関の日頃からの取り組みとして、成年後見制度の目的や後見人等の役割について、研修等を通じて病院や福祉施設等に普及を図っていくことも重要です。

### 【参考】

○身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

○「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集

<https://www.mhlw.go.jp/content/000516181.pdf>

#### Q4

福祉関係者を中心とした支援チームに法律専門職の後見人が加わり、支援方針について話し合っています。後見人は、「チームで決めたことに従います」というスタンスで、これに対して福祉関係者からは、後見人にもう少し主体的に意見を出して欲しいという声があがっています。中核機関としてどのようにチームに関わったらよいでしょうか。

#### A4

「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」では、後見人等が自分の意見を主張するというよりも、チームの一員として意思決定支援に関わっていくことを基本的な考え方としています。中核機関として、後見人等の役割について、チームで改めて共通認識を持つ機会をつくるなど、後見人を孤立させないようなチームづくりのサポートが重要と考えられます。

会議の持ち方に関して、特に法律専門職に対しては、どの部分について後見人としての意見をもらいたいのかを明確にして会議の前に伝える工夫が考えられます。また、福祉関係者中心の会議に福祉サービス等に関する知識や経験が十分でない後見人が参加する場合には、福祉関係の専門用語をかみ砕いて伝えるなどの工夫も求められるでしょう。

専門職後見人等との話し合いが難しい場合などは、所属する専門職団体に相談してみることも考えられます。

#### 【参考】

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（2020年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000750502.pdf>